

○草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱

昭和58年4月30日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において災害が発生した場合に、その災害により被災した世帯に対し、り災見舞金またはり災弔慰金（以下これらを「り災見舞い金等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象または火事もしくは爆発により生ずる被害をいう。

(交付要件および対象災害)

第3条 り災見舞金は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて本市に住民基本台帳に記載されている者がり災した場合に、次の各号いずれかに該当する被害を受けたとき、その者の属する世帯の世帯主またはその遺族に対し交付するものとする。

- (1) 住家の全焼または半焼
- (2) 住家の全壊または半壊
- (3) 住家の床上浸水
- (4) 前3号に規定する被害に起因する死亡。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害弔慰金の支給の対象となる死亡を除く。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家とは、その世帯の構成員が常時起居している建物とし、物置および倉庫等は含まないものとする。

(被害の基準)

第4条 前条第1項に規定する全焼、全壊、半焼、半壊および床上浸水の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 全焼または全壊 住家が焼失し、もしくは、損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70パーセント以上達したときまたはその住家を改築しなければ再び住家として使用することができないとき。

(2) 半焼または半壊 住家が焼失し、もしくは損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できるとき。

(3) 床上浸水 住家の主たる居住部分の床以上に浸水したときまたは著しい量の土砂もしくは竹木の堆積により一時的にその住家に居住することができないとき。

(り災見舞金等の額)

第5条 り災見舞金等の額は、次の表に定めるところによる。

種類	り災程度	金額
り災見舞金	全焼または全壊	1世帯につき 30,000円
	半焼または半壊	1世帯につき 20,000円
	床上浸水	1世帯につき 10,000円
り災弔慰金	死亡	死亡者一人につき 100,000円

(り災見舞金等の交付)

第6条 見舞金等は、火災報告取扱要領(昭和43年11月11日付け消防総発第393号消防庁長官通知)に規定する火災報告または草津市地域防災計画に規定する被害状況の調査により、被害の発生を了知した後速やかに交付する。

(遺族の範囲)

第7条 り災弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 配偶者(本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者および本人との間で草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱(令和6年草津市告示第45号)第7条に定めるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、本人の死亡当時本人と生計を同じくしていた者。

2 前項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、同号各号の順位により、同項第2条に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順次による。

(適用除外)

第8条 この要綱は、被害者の故意に基づきり災と認めたものについては、適用しない。

(事務処理)

第9条 り災見舞金等の交付事務は、健康福祉部人とからしのサポートセンターにおい

て処理する。

付 則

- 1 この要綱は昭和58年4月30日から施行する。
- 2 草津市罹災見舞金交付内規は廃止する。

付 則（平成4年5月1日告示第76号）

- 1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成4年4月1日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月31日告示第101号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月9日告示第168号）抄
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
（草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱第3条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

付 則（平成29年4月12日告示第130号）

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

付 則（令和2年4月1日告示第87号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日告示第117号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。